

『滋賀県景観行政団体協議会規約』

(目的)

第1条 この規約は、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和59年滋賀県条例24号。以下「風景条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、滋賀県内の景観行政団体が連携して設立する景観行政団体協議会について必要な事項を定め、もって県土の一体的な景観形成を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、滋賀県景観行政団体協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(構成)

第3条 協議会は、滋賀県知事および滋賀県内の景観行政団体の長（以下「会員」という。）により構成する。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
 - (2) 副会長
- 2 会長は会員による互選とし、副会長は会長が指名する。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
 - 5 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事は、協議会を構成する自治体の景観担当課長とする。
- 3 幹事長は、会長選出自治体に属する幹事をもって充てる。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集する。ただし、会員の要請により会長が招集することができる。

(協議事項)

第7条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 風景条例第7条第2項各号に掲げる事項
- (2) 複数の景観行政団体が連携して取り組むことによって、より効果的な景観形成の推進が期待できる施策に関する事。
- (3) 広域的な景観の保全および形成に関する研究および職員の知識習得、能力向上に関する事。
- (4) その他協議会の目的達成のために必要な事。

2 協議会において合意された事項については、会員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(関係者の出席)

第8条 会長および幹事長は、協議会および幹事会の議事に関して、必要があると認めるときは、その会議に関係者の出席を求め、その説明を受け、または意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、滋賀県土木交通部都市計画課に事務局を置く。

(その他)

第10条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規約は平成21年2月17日から施行する。

[滋賀県内景観行政団体 (平成25年12月1日現在)]

- | | | |
|--------|-------|------|
| ・滋賀県 | ・守山市 | ・甲賀市 |
| ・大津市 | ・栗東市 | ・野洲市 |
| ・彦根市 | ・高島市 | ・米原市 |
| ・長浜市 | ・東近江市 | ・湖南市 |
| ・近江八幡市 | ・草津市 | |

『滋賀県景観行政団体協議会設立総会時における合意事項』

1. ふるさと滋賀の風景の原点は琵琶湖である。市町を越えて広がる湖辺の景観は、湖上や対岸からの視点も踏まえた景観形成を図ることが望まれるため、ひとつの景観行政団体の取組だけでは不十分であり、この協議会を各自治体連携の場として活用し、一体的な湖辺の景観形成に努める。(平成21年2月17日合意)
2. 滋賀県内には東海道、中山道、北国街道などの数多くの歴史的な街道が存在している。「つながりの風景」であるこれらの街道の景観は、景観行政団体で連続性のある景観形成を図ることが望まれるため、この協議会を各自治体連携の場として活用し、歴史的な街道の景観形成に努める。(平成21年2月17日合意)
3. 景観形成は、行政ばかりでなく、地域住民や事業者の取組が不可欠である。特に、広域的に営業している事業者には率先して自主的な景観形成が期待されることから、当協議会と事業者とで景観形成に関する連携を行い、県内の景観形成を図るよう努める。(平成21年2月17日合意)

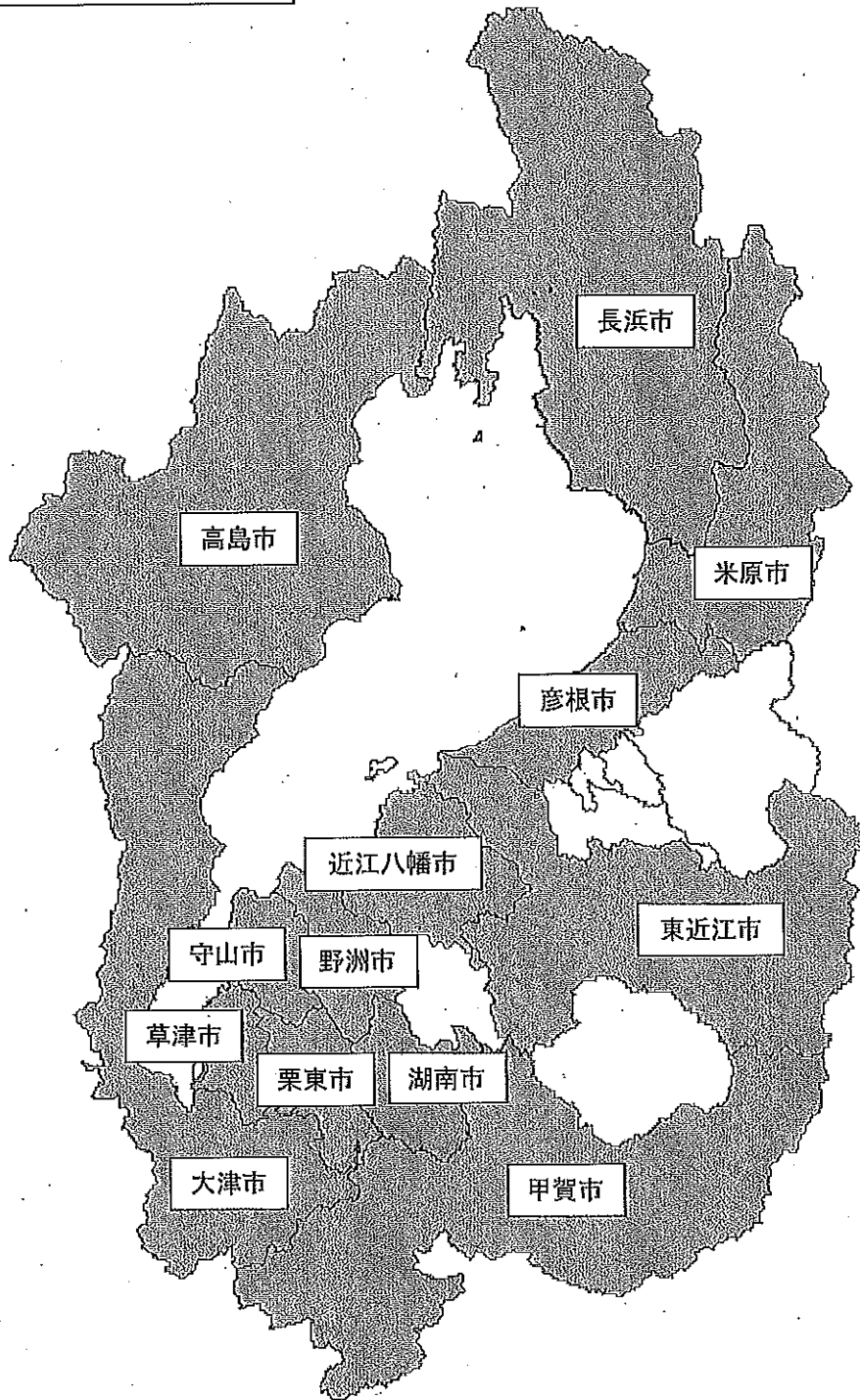
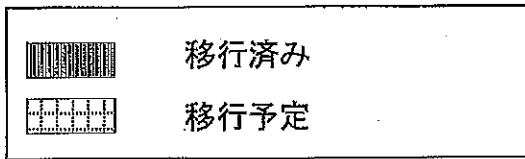
『滋賀県景観行政団体協議会規約第10条の規定による定め』

1. 幹事の合意により、規約第6条の規定による会議を文書会議として開催することができる。(平成23年2月4日合意)

『滋賀県景観行政団体協議会幹事会合意事項』

1. 会長の互選および副会長の指名については、文書会議により開催することができる。(平成23年2月4日合意)

景観行政団体への移行状況



・景観行政団体：平成25年12月1日現在、全13市が移行済